

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要																										
<p>予算 (1件) 総務部</p>	<p>平成20年度三重県一般会計補正予算(第11号) (三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金、三重県消費者行政活性化基金関係)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">議案 2 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	1 件	}	議案 2 件	条 例	1 件	その 他	1 件			報 告	1 件			認 定	1 件			提 出	1 件			計	2 件		
予 算	1 件	}	議案 2 件																									
条 例	1 件																											
その 他	1 件																											
報 告	1 件																											
認 定	1 件																											
提 出	1 件																											
計	2 件																											

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要
<p>条例案 (1件) 総務部</p>	<p>三重県県税条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、県民税、不動産取得税、自動車取得税等についての規定を整備するとともに、自動車取得税及び軽油引取税について、一般財源化等を行うための規定を整備するものである。 (平成21年4月1日(一部平成22年1月1日、平成22年4月1日、平成23年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <p>(1)個人の県民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当等及び上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率10%(住民税3%、所得税7%)を平成23年末まで延長する。</li> <li>・平成21年から平成25年までに入居した者を対象に、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を個人住民税から控除する。</li> </ul> <p>(2)不動産取得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成23年度末まで延長する。</li> <li>・宅地評価土地(住宅用地・商業地等)の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成23年度末まで延長する。</li> </ul> <p>(3)自動車取得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス性能・燃費性能の優れた環境への負荷の少ない低燃費車・低公害車等(新車に限る。)について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、自動車取得税の税率軽減措置を講じる。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、 プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ・・・非課税</p> </div> <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車(新車を除く。)について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、自動車取得税の税率軽減措置を講じる。</li> </ul> <p>(4)自動車取得税・軽油引取税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源化に伴い目的税から普通税へ移行する。</li> <li>・軽油引取税の免税制度については、全ての使用が課税対象となるのが基本であるが、平成23年度末までは現行の免税制度を存続する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方税法第3条第1項により、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めるには、地方団体の条例によらなければならないとしていることから、地方税法の一部改正に伴う規定の整備をするものである。</p> <p style="text-align: center;">国会において地方税法の改正案が成立後、県議会に県税条例の改正案を上程する予定</p>